

史跡寺町廃寺跡整備事業 保存活用計画策定委員会について

1 保存活用計画策定について

史跡を将来にわたって保存継承するために、その主要な価値等を構成する要素を明確にし、それらを適切に保存管理していくための基本方針等を整理します。また今後の整備・活用の方針や史跡の保存活用事業を適切に進めていくための方策・体制整備等の指針を整理します。計画策定の期間は、令和4～5年度の2箇年を予定しています。

2 保存活用計画策定委員会について

(1) 策定委員会の設置（文化庁監修『史跡整備のてびき』より）

適切な内容の保存活用計画を策定し、その円滑な運用を目指すために、研究者及び専門家、地域住民の代表から成る委員会を設置する必要があります。

(2) 委員の選定条件

- ◎ 古代の寺院跡を対象とした計画策定のため、考古学及び古代寺院研究に精通した研究者を選定する必要があります。
- ◎ 史跡整備に関係する計画策定のため、その専門的な知識を有した方を選定する必要があります。
- ◎ 地域の情報を取り入れた計画策定となるため、市の文化財保護委員会や地元自治連合会から委員を選定する必要があります。
- ◎ 国庫補助事業を活用した計画策定となるため、文化庁及び広島県教育委員会管理部文化財課から指導を受ける必要があります。

(3) 委員会の構成

外部指導委員	考古学，古代史学，建築史学，文化遺産学の専門者
オブザーバー	文化庁文化財第二課 文化財調査官（史跡部門） 広島県教育委員会管理部文化財課 職員 和田自治連合会 代表者
事務局	三次市教育委員会 文化と学びの課